

平成30年9月定例会 一般質問（概要）

平成30年10月4日（木）

質問者：池下 卓 議員



<池下議員>

大阪維新の会府議団の池下 卓です。

冒頭、6月18日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」をはじめ、西日本豪雨、台風21号及び24号や北海道地震において被災された皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、近年自然災害の猛威が増大するなか、これまで以上に防災減災への対応していくべきかが課題となってきます。今回の災害を経験に質問をさせていただきます。

1.大阪府北部を震源とする地震について

（1）視覚・聴覚障がい者などの災害弱者に対する情報伝達

私は、地震などの危険事案が起きた際、聴覚障がいや視覚障がいのある方など、障がいのある方が災害時に情報を入手し、適切に避難できるようにすること、そして、災害発生後においては、避難所やご自宅において、これからの生活に必要な支援情報を入手できるようにすることが大変重要であると考えます。特に、公共交通機関や報道機関は、危機事案発生時に情報伝達に大きく関わる事業者であることから、これら事業者による情報保障は欠かせません。

そこで、これら事業者への働きかけも含め、災害等危機事案発生時における避難行動要支援者および要配慮者のうち、障がいのある方に対する情報伝達をどのように行なっていくのかについて、福祉部長に伺います。

<福祉部長答弁>

- 今回の地震を踏まえ、「情報発信にあたって電話番号以外の媒体を掲載すること」などの取組例を示し、障がい特性に応じた配慮の重要性とその対応の徹底について共有化を図りました。
- また、市町村はもちろんのこと、報道機関や関西鉄道協会に対しても、同様の趣旨について、説明の機会を設けて働きかけたところです。さらに、府民やすべての事業者に対し、同趣旨の情報発信を行っています。
- 加えて、関西鉄道協会のみならず、個々の公共交通機関に対しましても、早期に訪問し、取組事例を示すなど情報保障の重要性について、働きかけを行ってまいります。

<池下議員>

しっかりとやっていただきますよう、よろしく願いしておきます。

(2) 行政間・行政から府民への情報伝達

次に、災害時のマニュアル作成について伺います。私は、今回の地震発災直後から地元・高槻市の避難所を回ってみました。その際に災害に関する情報が市の危機管理から現場である避難所までおいていないということを感じました。これら災害初期の行政間の情報伝達について、府内市町村でうまくできていないところもあるのではないかと心配をしています。

このような状況の中、市町村で格差が出ないようにするのが、大阪府としての役目ではないかと考えます。今回の地震を踏まえて、マニュアル等の点検・見直しが必要になるかと思いますが、危機管理監の所見を伺います。

<危機管理監答弁>

- 本府では、これまでも被災者への情報提供についても盛り込んだ避難所運営マニュアル作成指針を作成し、避難者向けの広報掲示板の設置などの留意事項を市町村にお示しするとともに、マニュアル整備を働きかけていますが、今回の地震ではマニュアルどおりに出来ていないところもあると伺いました。
- 今後は、大阪北部を震源とする地震の教訓等も踏まえ、作成指針の改訂が必要と考えており、避難所運営に関して、市町村とワーキンググループを設置し協議を行うこととしています。議員のご指摘の点も踏まえ、その中で避難所までの情報伝達方法や避難所に避難していない方への情報提供方法についても検討を進め、マニュアル等の点検・見直しを今年度中に進めてまいります。

- また、本府としても、SNSを通じた情報発信を強化していくとともに、防災協定を締結している通信事業者にも協力をいただき、災害時の情報提供に取り組んでまいります。

<池下議員>

よろしく申し上げます。

(3) 避難行動要支援者名簿の活用

高齢者や独居老人などのうち、自ら避難することが困難である人が掲載されている「避難行動要支援者名簿」は災害対策基本法に基づき市町村に作成が義務付けられていますが、掲載される対象者や、発災時の取り扱いは市町村によって異なると聞いています。

また、今回の地震では、要支援者名簿に掲載されているにも関わらず、市町によって安否確認を完全にできていなかったなど、課題もあったと聞いています。

要支援者の安否確認については、市町村の取り組みというのは理解しておりますが、今後、発生が予想される南海トラフ地震に備え、府としても積極的に取り組むべきと思うが、危機管理監の所見を伺います。

<危機管理監答弁>

- 避難行動要支援者の安否確認については、被災市にヒアリングしたところ、民生委員や社会福祉協議会等が、避難行動要支援者名簿や独居高齢者名簿などの独自名簿により、実施していました。
- 一方で、地域によっては、横のつながりが希薄であることや、支援者側に要支援者の個人情報を持する不安があるなど、支援体制がとりにくいという課題があると聞いています。
- 今後、新たに市町村と課題解決に向けた意見交換を行うとともに、名簿活用にかかわる事例研究の研修会を実施していきます。

また、地域の支援体制を構築するため、今年度より8会場に拡充する自主防災組織のリーダー育成研修においても、要支援者に関する講義に大阪北部地震の教訓を取り入れるなど、市町村とともに取組みを進めていきます。

(4) 大阪版被災住宅融資制度などの申し込み期間の延長

<池下議員>

災害時の対応については、初期対応から中長期への対応へと移ってきています。6月の地震では、約5万2千棟、台風21号では約4万3千棟の住宅被害が発生し、補修が必要な住宅が増え続けています。

先日の9月24日の高槻市の様子です。ご覧のように地震から3ヶ月経っても、まだま

だ屋根上にはブルーシートが被さり、壁や柱の損害が修復されていない状況です。

多くの府民の皆さんが、生活再建のために、修繕業者を探しても、見つからなかったり、ようやく見つけても工事着工まで数ヶ月かかると言われ困惑されています。

高槻市芝生町付近

平成30年9月24日現在



現在、災害復旧のため、「大阪版被災住宅無利子融資制度」と「大阪版被災農業者無利子融資事業」が開始されており、評価をしております。

これら事業はいずれも平成31年3月に申込期限となっているところですが、私が、住宅の修繕業者さんに聞くところによると、現在の状況では、人手も材料も不足しており、年度内の着工が難しいものもあるそうです。

農業用ビニールハウス等の復旧も同様に時間を要するとのことでした。

これでは、本当に支援が必要な被災者に支援の手が差し伸べられないこととなります。

このように現実と制度が食い違っている状況のなか、申し込み期限の延長をすべきだと考えますが知事の所見を伺います。

<知事答弁>

- 大阪府としては、相次いで発生した災害による被害の一日も早い復旧に向け、全力で取り組んでいるところです。
- お示しの2つの無利子融資制度の申込期限の延長については、利用状況等を勘案しながら、適切に対応してまいります。

<池下議員>

また、被災した市町村における支援金においても、工事完了してからでしか申し込みができず、期限は年度内というところもあります。大阪府として市町村に期限の延長の協力を働きかけるなどしていただきますよう要望をしておきます。

2.山地災害対策

(1) 危険渓流の流木対策の成果と今後の取り組み

つぎに危険渓流の流木対策の成果と今後の取り組みについて伺います。平成28年からスタートした森林環境税は平成31年度に終了年度を迎えると共に、改めて国での森林環境税がスタートするところです。

現在、府の山地災害対策はこれまでの事業予算として約5億円、さらに大阪府の森林環境税として約5億円の年間合わせて約10億円の財源で事業が行われているところです。

しかし、大阪の森林環境税は山地災害対策とするのに対し、国制度では、温暖化対策を目的としています。加えて、国の配分方法は、森林面積を多く抱えている都道府県に多く配分される傾向にあり、また、山地災害対策に利用するにはハードルが高いと聞いています。

パネルをご覧ください。

高槻市出灰（いずりば）の倒木現場 ①



これは、先日の台風21号の際の地元高槻市の出灰地域の倒木状況です。台風被害により道路は遮断され、電線は切れ停電し、停電のために給水場の電源が入らず断水するという状況でした。

高槻市出灰（いずりは）の倒木現場 ②



これは風台風による被害ですが、倒木が土砂ダムを作り被害が発生することも考えられます。今後もいつ災害が起こるかわからない状況の中、対策を行なっていかなければなりません。

昨年の九州北部豪雨災害や今年7月の西日本豪雨災害を踏まえると、土石流や流木の発生を抑制する対策の重要性が極めて増しています。ついては、大阪府の森林環境税でおこなった「危険渓流の流木対策」の取り組み状況について伺います。さらに大阪府の森林環境税が終了することで山地災害対策はこれまで通り行うことが可能なのか、財源が減ることによって遅れることはないのか、環境農林水産部長に伺います。

<環境農林水産部長>

- 平成28年度から森林環境税を活用し取り組んでいる危険渓流の流木対策については、当時の知見に基づき、土石流発生の危険性が高く、下流に保全対象人家が20戸以上ある渓流を対象として、30箇所を実施する計画としており、平成28年度からの2ヵ年において、16箇所を着手し、8箇所を完了しています。また、今年度は、新たに8箇所において着手する予定であります。
- そのような中、本年7月の西日本豪雨においても、流木を含む想定を超える土石流が発生し、下流域に被害を与えるなど、山地災害対策の重要性がさらに増していると認識しています。
- このため、国から示された新たな災害発生のメカニズム等を勘案した危険箇所の再精査を行っているところであり、山地災害対策が今後とも着実に実施できるよう取り組んでまいります。

(2) 今後の山地災害対策

<池下議員>

まず、計画している30箇所を確実に完了するよう取り組みを進めてください。

これまで以上に自然災害が深刻化するなか、今後、対策を行うためには財源確保策を含めた対策が必要と考えますが、危険箇所の再精査や必要な財源確保策も含め、どのような内容とスケジュールで行なっていくのか環境農林水産部長に伺います。

<環境農林水産部長>

- 現在、流木や土石流が発生する恐れのある危険箇所を再精査するため、府域の森林全体を対象に、国から示された「特定の地形において水が集まりやすく災害が多発する」という新たな知見等をふまえて調査を進めており、専門家の意見を聞くなど、年度内を目途に、そのとりまとめを行いたいと考えております。
- その上で、必要となる新たな防災・減災等の対策とともに、財源確保策についても重要と考えており、引き続き、これらの検討を進めるなど、山地災害対策にしっかりと取り組んでまいります。

<池下議員>

危険箇所の再精査は年度内を目途に取りまとめを行う、また、財源確保策についても重要という答弁でありました。現行の大阪府の森林環境税の終了までに、具体的には、平成31年（2019年）の9月から12月議会あたりには財源確保策について議論ができるよう、検討を進めていただけるようお願いをしておきます。また、治山事業に加え、今取り上げました事案のほかにも台風21号による甚大な被害を受けて、多くの府民の方が困っております。国の補助事業等を活用しながら早急に補正予算を組むなどして対応していただくよう併せてお願いしておきます。

3.ため池の安全対策

次に農業水利施設の維持管理に対する支援について伺います。

ため池をはじめとする農業水利施設は貴重な農業用水源であるだけでなく、大雨の際に洪水を貯留する洪水調整や、府民の身近にある水辺空間としての景観形成など、府民にとって多様な機能を有する貴重な財産です。これら、施設が機能を発揮するためには、日常の維持管理が重要であり、その管理は農家で構成される土地改良区や水利組合等が担っています。農家の高齢化等にともない、その管理に不安が増すなか、その多様な機能の受益者となる住民にも参加してもらって管理を行うべきであると考えます。

農家や地域住民等で構成される組織に対し、ため池の草刈り等の維持管理や、子どもたちの田植え体験等の地域住民との協働活動、水路やゲート等の施設の更新等を助成する「多面的機能支払交付金」という国の制度があります。

農林水産省の多面的機能支払交付金の制度概要



府においても生産緑地も含め、広く府域で取り組まれているが、このうち、施設の更新については助成の対象範囲が農業振興地域内の農用地区域に限定されていることから府では活用していないとききます。

パネルの図でいうところの下のオレンジ色の【農地維持支払】は国の制度を利用し府でも頑張って予算化していただいているが、上の緑色の【資源向上支払】については、国の制度があるにも関わらず、府が活用していないため助成を行っていないということになります。

農家と地域住民が日頃から協力し、ため池等を守っていく活動を支援することに加え、これら施設の更新に対しても、この制度を活用し支援をしていくことが重要であると思いますが、環境農林水産部長の所見を伺います。

<環境農林水産部長答弁>

- お示しのとおり、国の多面的機能支払交付金制度のうち、ため池等の施設更新にかかる費用の助成は、府が条例で定める保全すべき農地の全てが対象とならないことから、府では活用しておりません。
- しかしながら、豪雨災害が多発する中、施設の有する洪水調整等の機能の重要性が増しており、府としても、国の施設更新にかかる費用の助成制度の活用を検討しているところであります。
- また、国においては、本年度中に施策評価を行い、制度の見直しを検討すると聞いており、この時期をとらまえ、府が条例で定める保全すべき農地の全てを対象とするよう国へ要望したところです。
- 今後とも、ため池等の農業水利施設が持つ多様な機能が発揮されるよう、農家と地域住民が一体となった活動を支援してまいります。

4.健康づくり推進条例

(1) 健康づくり推進条例の特徴について

<池下議員>

本年2月の私の一般質問、また本議会の代表質問でも取り上げさせていただいた「健康づくり推進条例」について伺います。

まずは本定例会において議案を上程していただいたことに感謝いたします。今回は本条例の制定に基づく具体的施策について質問します。

府民の健康寿命の延伸、市町村間の健康格差の縮小の実現に向け、健康づくり施策を総合的・一体的に推進し、府民の自主的な健康づくりの促進やそれを社会全体で支えていく「オール大阪体制」の構築、さらには普及啓発と機運醸成に寄与することを目的とする本条例の制定の意義は極めて大きいと考えています。

歯科口腔保健条例を制定している都道府県は47都道府県中43道府県あります。しかし、それ以上の健康づくり全般を盛り込んだ条例について、他府県の状況を見てみると兵庫県をはじめ、7県のみが制定済みだと聞いています。

健康をめぐる課題等はそれぞれ異なっているところですが、府の条例案については大阪の実態を踏まえた、大阪ならではの特徴、独自性を盛り込んだ内容であるべきだと考えますが、この点について健康医療部長に伺います。



今回の条例制定を契機として、ぜひとも、市町村格差の是正に取り組んでもらいたいと考えるが、健康医療部長の所見を伺います。

<健康医療部長答弁>

- 市町村間の健康格差の縮小に向けては、今年度より展開している「第2期健康寿命延伸プロジェクト」において、「特定健診の受診率」、「特定保健指導の実施率」、「要介護認定率」の3指標の改善に向けて、それぞれモデル市町村を決め、大学等の研究機関や保健医療関係者等と連携しながらプログラム開発に取り組んでおり、今後、改善効果等の検証を行い、市町村全体へ展開していく予定です。
- また、9月補正予算案として計上している国保ヘルスアップ支援事業においては、国保の診療情報や統計データを活用して、保健データの地域差を見える化し、要因分析にもつながるツールを市町村に配布する予定。今後、学識経験者等の専門家が市町村に個別に指導・助言する推進会議を設置し、市町村間の地域差改善に向けた支援を強化していきます。
- 「健康づくり推進条例」の制定を契機に、健康指標の改善に向けた新たな取り組みや、市町村の健康課題に応じた技術的な支援をより一層充実し、健康格差の縮小をめざします。

(3) 栄養・食生活の改善について

<池下議員>

次に府民の食生活をめぐる指標をみると、栄養バランスのとれた食事を実践している割合は全国より低く、若い世代ほど、野菜摂取量は少なく、朝食欠食率も高い状況にあると聞いています。このような現状を踏まえつつ、府民の主体的な健康づくりを推進する中で、「栄養・食生活」は健康づくりの基本であると考えます。

府民の皆さんは「仕事・家事・育児・介護」に大変忙しく、自分たちで栄養バランスのとれた食事を準備することは大変な状況です。こうした実態を踏まえながら、外食産業との連携も含めて、栄養・食生活の改善の取り組みを推進すべきだと考えますが、健康医療部長に所見を伺います。

<健康医療部長答弁>

- 府民の健康づくりにあたっては、朝食をとる習慣の定着や栄養バランスのとれた食生活の実践、食環境の整備を促進することが重要です。
- 府としては、外食の増加など、食生活の環境変化を踏まえ、これまでも外食産業団体等と連携したヘルシーメニューコンテストの実施や大学等との連携による学食メニューの開発に加えて、野菜が多く、油や塩分を控えた“V. O. S. メニュー”の普及に取り組んできたところです。
- 今後、「健康づくり推進条例」の制定を契機として、SNSを活用したV. O. S.

メニュー等の啓発や外食産業が取り組みやすいヘルシーメニューの提供に係る基準の検討など、さらなる食生活の改善に向けた普及啓発に努めてまいります。

5.大阪湾から嵐山間のサイクルルート



<池下議員>

つぎに大阪湾から嵐山間のサイクルルートについて伺います。

大阪府では、9月から自転車を活用した広域的なまちづくりとして、大阪南部の「泉州サイクルルート」と和歌山の自転車道をつなぐ「広域サイクルルート連携事業」の社会実験を実施しています。

天下の台所を食い倒れ！ 紀州街道サイクリング

由緒ある紀州街道を南下しながら食を満喫する初心者向けコース
 距離 42.8km 所要時間 2時間50分 累積標高 80m レベル 初級

かつて「天下の台所」として日本の食の中心であった大坂。その遺影として果した郷をスタートし、和歌山へ続く紀州街道に沿って奥産野暮や嵯峨まで海に沿って南下していく。遊びのサイクリストも食い倒れ間違いナシの初心者向けルートだ。

START 2分 → ②天ぷら大看板 → 20分
 ①岸和田船場内 サイクルピア岸和田 クラブハウスカフェ Deux roues ← 55分
 ③浜寺公園駅舎 カフェスペース ← 45分
 ④ヨシヤ食堂 ← 55分
GOAL

②天ぷら「大坂」界 ③浜寺公園駅舎 カフェスペース
 ④岸和田船場内 サイクルピア岸和田 クラブハウス カフェ Deux roues ④ヨシヤ食堂

社会実験を行なっている地域のうち、「紀州街道サイクリング」のパネルです。岸和田城があり、地域の観光地や美味しいものが食べられるお店を紹介されています。このようにこの取り組みでは、サイクリングを通じて地域の魅力を知り、興味を持ってもらうことが、実際の訪問に繋がると考えます。ぜひ淀川でも実施していただきたいと思えます。

淀川沿川広域連携まちづくり戦略 (具体的な取組みイメージ図)

①美川舟運の活用
 ②サイクルートの活用
 ③美川ブランドの創出と活用
 ④歴史街並や文化的資源の活用
 ⑤魅力ある集いの形成
 ⑥自然の保全・再生と活用
 ⑦助け合いによる去来・去心の確保
 ⑧ビジュアル情報の発信

淀川流域では、民間事業者連携により、スーパー銭湯にサイクルラックを設置し、「お風呂」と「道＝ロード」をかけた「オフロード事業」と銘打った取組みなど、サイクル環境の整備や魅力的なスポットを設置する活動が進められています。

一方、周辺の交通量の多い国道などで、度々信号で止まりながら車と並走するサイクリストの姿もよく見かけるところです。淀川兩岸の堤防上には、「管理用道路」、河川敷には「緊急用河川敷道路」が整備されていますが、私の地元である高槻市や島本町においても一般的にはまだまだ知られていません。安全にサイクリングできるこれらの道路を、サイクルルートとして使ってもらうことにより、淀川の魅力を体感し、もっと楽しんでもらえると考えています。

折しも、国においては、今年6月に「自転車活用推進法」に基づき「自転車活用推進計画」が閣議決定され、極めて身近な交通手段である自転車の活用の推進について、全国的な取り組みがスタートしたところです。

大阪湾から京都・嵐山に至るサイクルルートをつくるにあたって府内市町にそれぞれ存在する「魅力」を最大限に情報発信すべきだがどのように取り組むのか、さらに地域の魅力の「点」と「点」を結ぶことで「線」にし、さらにそれを「面」にしていくには市町を巻き込んで事業を実施していくことが不可欠です。今後、関係者である国や市町とどのように調整していくのか住宅まちづくり部長に伺います。

<住宅まちづくり部長>

- 大阪府では、『グランドデザイン・大阪都市圏』に基づき、広域連携型のまちづくりの一環として、「広域サイクルルート連携事業」に取り組んでおり、この9月から泉州・和歌山地域において社会実験を開始しており、SNS等による地域魅力の情報発信や、アンケート等によるニーズ把握や専門家の分析により、広域サイクルルート形成に向けた課題を整理し、今後の展開につなげていくこととしています。
- 淀川においても、この社会実験の結果を踏まえ、淀川兩岸でのサイクルルートの充実を図るとともに、地域のまちづくり団体で構成する「淀川沿川まちづくりプラットフォーム」が進める「オフロード事業」の拡大など、地域のストックを最大限に活用した新たな魅力の創出や情報発信を行っていきます。
- 今後、「緊急用河川敷道路」や管理用通路を活用することにより、淀川兩岸にサイクルルートを展開できるよう、国との具体的な協議を年内に開始するとともに、河川敷や船着場などで開催されている多くのイベント等の事業を、サイクルルートでつなげ、地域の魅力を盛り込んだ広域マップを作成するなど、大阪湾から嵐山に至る淀川流域全体で国・沿川市町とともにサイクルルート形成に取り組んでまいります。

<池下議員>

御答弁で、国に対しては年内から具体的に協議を開始する点、市町においても今後、協議を開始するとありました。しっかりと進めていただくようお願いいたします。

6.H I Vなどの感染症対策について

最後に、H I Vやエイズなどの感染症について要望をさせていただきます。

本年、12月に大阪府では4年ぶりとなる「第32回日本エイズ学会学術集会・総会」が大阪国際会議場で開催されます。あわせて大阪市中心公会堂では一般市民向けの啓発特別イベントが開催されます。かつてエイズに罹患すれば不治の病で死ぬ病気だとの認識が強い時期がありました。しかし、現在は医療が進歩し治療法が確立したことから、規則正しく服薬治療を行えば「H I V感染そのもので命を落とすことはない」「治療法が確立されているためウイルスをコントロールしていれば他人に感染させない」時代になってきました。

この認識が国民に普及しなければ、H I V感染者が年をとってから様々な施設に入る時にも入所拒否をされてしまうという現実もあります。

I. 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の状況

○新規感染者・患者は依然として高い水準にあります。平成 28 年は HIV 感染者 140 人、エイズ患者 48 人でした。平成 28 年末の累積報告数は、3,223 人でした。

図1 新規 HIV 感染者および AIDS 患者報告数の年次推移

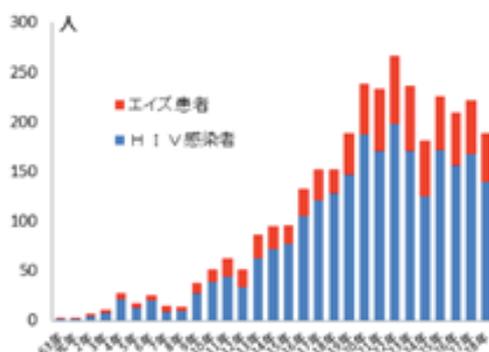
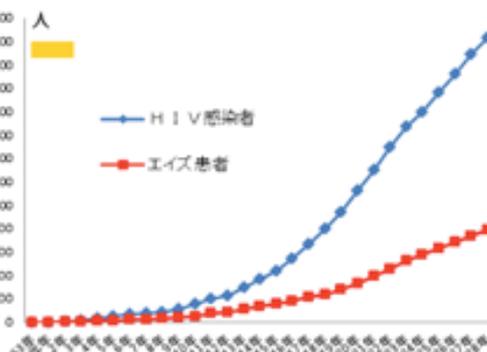


図2 累計報告数



出典 平成 28 年大阪府におけるエイズ発生動向

8

大阪府としてこの事実を啓発するとともに、現在、保健所などで検査を受ける場合には無料・匿名で行われていますが、平日の保健所があいている時間内と日時が限定とされているなど不便さもあります。

一方、クリニック検査キャンペーンでは、対象を男性と性交渉をする男性の方に限定し、府内10医療機関の協力を得て9月1日（土）から12月15日（土）までの期間限定であります。検査を実施しています。この検査をうける場合にはワンコイン500円の費用がかかってきます。

そこで、まず検査を受けてもらうことが大前提となるなか、全国平均に比べ新たな罹患患者の多い大阪府として検査普及に大きく舵を切ることが必要です。そこで、500円の費用を無償化するなど検査を受けやすい体制の方策について検討をしていただくよう要望させていただきます。

今回の一般質問では、災害対策を中心に質問をさせていただきました。知事におかれましては、復旧復興が道半ばですので、今後も府民のみなさんに寄り添った施策を展開していただきたいと思います。

加えて、事業を行うには、何事も財源が必要です。G20や大阪万博誘致をはじめ、大阪の成長を必ずオール大阪で成功させていきたいと考えています。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご静聴ありがとうございました。